

# ～給食施設の届出って?～

施設で給食を提供する場合は、給食の届出が必要になります。

給食の届出は健康増進法に基づく届出及び食品衛生法に基づく届出の2種類あります。

詳細は以下をご覧ください。

## ～給食の開始にあたって～



新しく施設を設立し、給食を提供することにしたいけど、何か届出が必要なのかな？

→A. 給食の設置届や営業許可が必要な場合があります！

給食の設置届は2種類あります。

### ① 食品衛生法

#### 給食施設設置届が必要な場合

1回20食以上又は1日50食以上の食品を提供する施設

(熊本市食品衛生法等施行規則第7条)

- ① 食事(給食)の運営を設置団体が行っている施設
- ② 食事(給食)の運営を部分的に委託している施設

#### 飲食店の営業許可が必要な場合

食事(給食)の運営を完全に委託している施設

(食品衛生法第52条)

### ② 健康増進法

#### 特定(小規模)給食施設設置届が必要な場合

1回50食以上又は1日100食以上の給食を開始したときは、業務委託の有無に関わらず、施設の設置者は届出をする必要があります。

(熊本市健康増進法施行細則第3条、第8条)

※設置届の様式は提供する食数によって異なります。

#### ●特定給食施設設置届

特定かつ多数の者に対して継続的に1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する場合

#### ●小規模給食施設初期調査票

特定給食施設以外で、特定かつ多数の者に継続的に1回50食以上又は1日100食以上の食事を供給する場合

あなたの施設はいかがですか？ チェックしてみましょう!!

スタート!



いいえ  
はい

施設で食品（食事）の提供を行っている

いいえ

何も提出いただくものは  
ありません

はい

施設の定員数が 1 回 50 食以上又は  
1 日 100 食以上である

はい

施設の定員数が 1 回 100 食以上  
又は 1 日 250 食以上である

いいえ

いいえ

小規模給食施設の  
届出が必要です  
(別紙様式)

はい

特定給食施設の  
届出が必要です  
(様式第 2 号)

食品提供の運営に、  
施設の設置団体の職員が  
携わっている

さらに...

いいえ

食品保健課  
(TEL : 096-364-3188) へ  
ご相談下さい。

はい

食事の提供数が 1 回 20 食以上  
又は 1 日 50 食以上である

いいえ

何も提出いただくものは  
ありません

はい

給食施設の届出が必要です  
(様式第 4 号の 2)



## ～給食開始後に必要な届出～



届出後、設置者や給食施設の名称が変更になった場合も何か届出が必要なのかな？

→A. 変更届の提出をお願いします！

### ①食品衛生法

#### ●給食変更届

下記の届出事項に変更が生じたときは、速やかに提出してください。

届出事項
<ul style="list-style-type: none"><li>・給食施設の名称</li><li>・給食施設の所在地</li><li>・設置者の氏名（法人の場合は、代表者の氏名など）</li><li>・厨房の構造</li></ul>

### ②健康増進法

#### ●特定給食施設変更届

（※変更届の様式は特定給食施設、小規模給食施設とも同じ様式です）

下記の変更事項が生じたときは、「特定給食施設変更届」の提出が必要になります。

変更事項
<ul style="list-style-type: none"><li>・給食施設の名称</li><li>・給食施設の所在地</li><li>・設置者の氏名（法人の場合は、代表者の氏名など）</li><li>・設置者の住所（法人の場合は、主たる事務所の所在地など）</li><li>・給食数（定員）</li><li>・管理栄養士及び栄養士の数</li></ul>



給食施設を廃止した場合はどうなるの？

→A. 廃止届を提出してください！

①食品衛生法

●給食廃止届

給食施設を廃止したときは、速やかに提出してください。

②健康増進法

●特定給食施設休止（廃止）届

特定給食施設あるいは小規模給食施設を休止又は廃止したときは、特定給食施設休止（廃止）届が必要になります。

～届出の提出先～

熊本市保健所 食品保健課  
〒862-0971 熊本市中央区大江5丁目1-1  
TEL 096-364-3188

